

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和8年8月4日

大磯町景観条例の一部改正について

資 料

大磯町景観条例の一部改正について	1
参考1 改正条文中に係る法律（抜粋）	2・3
参考2 ①・②景観法の改正（大磯町景観条例の改正に関わる箇所）	4

都 市 計 画 課

大磯町景観条例の一部改正について

1. 改正概要

大磯町景観条例（平成 20 年大磯町条例第 24 号）は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定に基づき、大磯町の良好な景観の形成に関する計画等について必要な事項を定めるものです。

本改正は、条文中に用いている景観法の一部改正に伴い、引用条文との整合を図るため、条例の一部を改正するものです。

2. 改正内容及び施行期日

景観法の平成23年 8 月及び令和 8 年 5 月の改正に伴い、大磯町景観条例において規定している当該法律の引用条文に条ずれが生じたため、引用条項の規定を改正するものです。

○ 大磯町景観条例（抜粋）

（他の計画等との関連）

第 8 条 町は、景観計画を策定するに当たっては、法第 8 条第 4 項から第 10 項^{*1}までに規定するもののほか、既存の関連計画との整合を図らなければならない。
（景観計画の提案）

第 10 条

4 町は、法第 12 条の規定により、計画提案を踏まえた景観計画の策定又は変更をする必要があるか否かを判断するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該計画提案が法第 8 条第 4 項から第 10 項^{*1}までの規定に抵触する等の瑕疵が明らかであるときはこの限りでない。
（法第 16 条の届出を要しない行為）

第 12 条 法第 16 条第 7 項第 11 号^{*2}の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。



① 引用箇所の条項数「第 8 条第 4 項から第 10 項」を平成 23 年 8 月 30 日の景観法改正により「第 8 条第 5 項から第 11 項」とし、施行期日を公布日とします。

② 引用箇所の条項数「第 8 条第 5 項から第 11 項」を「第 8 条第 7 項から第 13 項」及び「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」とし、施行期日を都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日からとします。

なお、平成23年の景観法改正において、法第 8 条第11項が条例に含まれていませんでしたが、改正内容は、自然公園法の国立公園、国定公園についての条文であり、現状では町内に該当施設がないことから、影響はありませんでした。

* 1 景観法（改正後） 第八条（抜粋）

（景観計画）

第八条 （省略）

2～4 （省略）

5 第二項第四号ロに掲げる事項には、国土交通大臣が定める指針に従い、次に掲げる事項を定めるものとする。【新設】

一 景観再生事業の実施区域【新設】

二 前号の区域ごとの事業実施方針【新設】

6 景観計画は、当該景観計画区域について広域基本方針が定められているときは、当該広域基本方針に基づくものでなければならない。【新設】

7 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。

8 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。

9 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。

10 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。

11 景観計画に定める第二項第四号ハ及びニに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。

12 第二項第四号ホに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第四号ホに掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。

13 景観計画に定める第二項第四号ヘに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

* 2 景観法（改正後） 第十六条〈抜粋〉

（届出及び勧告等）

第十六条 （省略）

2～6 （省略）

7 市町村である景観行政団体の長に対し、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）

第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。【新設】

8 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為

四 第四十六条の二第四項の認可を受けた同条第一項に規定する再生協定に基づき行う行為【新設】

五 景観計画に第八条第二項第四号ハに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

六 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ニ（１）から（７）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

七 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

八 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ヘに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

九 第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等

十 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十一 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十二 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為。

① 景観法の改正（大磯町景観条例の改正に関わる箇所）

公布日：平成23年8月30日

新	旧
（景観計画） 第八条第3項 第八条第4項～第11項	【新設】 第八条第3項～第10項

② 景観法の改正（大磯町景観条例の改正に関わる箇所）

施行日：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日

新	旧
（景観計画） 第八条第5項・第6項 第八条第7項～第13項 （届出及び勧告等） 第十六条第7項 第十六条第8項第一号～第三号 第十六条第8項第四号 第十六条第8項第五号～第十二号	【新設】 第八条第5項～第11項 【新設】 第十六条第7項第一号～第三号 【新設】 第十六条第7項第四号～第十一号